

こそだてシップから イベントのお知らせ

▷申込先/問い合わせ先=こそだてシップ
(☎05689/Eメール=kosodate-ship
@ceres.ocn.ne.jp/ホームページ=
http://kosodate-ship.org/)



すくすくルーム(サン・リア2階)は、広い畳敷きのプレイルームで、0歳から乳幼児の子どもたちがスタッフの見守りのもと楽しく遊べます。

妊婦・育児相談、赤ちゃんの体重測定なども行っています。

- ▷**利用対象**=妊婦、未就学児とその保護者
- ▷**開所時間**=午前10時～午後4時
※毎週水曜日は休みです。
※正午から午後1時までは室内で飲食できます。
- ▷**利用料**=無料

すくすくルームイベント情報

期日	行事名	内容	時間	参加料、予約
7月5日(金)	お口の健康	歯科衛生士によるお話があります。乳児からできる歯磨きで、しっかり虫歯を予防しましょう。	午前10時30分～正午	無料、予約不要 歯ブラシを持参ください
7月7日(日)	マタニティサロン	助産師と保健師が、妊婦さんとそのご家族をサポートします。 もくよく リラックス体操、沐浴演習、妊娠期の過ごし方のお話、赤ちゃんを迎える準備品の展示などを行います。	午前10時～午前11時30分	300円 要予約
7月12日(金)	ママサロン こそだてシップ(※)	「赤ちゃんおもちゃ・マラカスをつくろう♪」 午前参加する人は、参加料にお弁当・おやつ代が含まれます。(午前10時30分～正午)	午前10時～午後3時	500円、要予約 ※午後のみ参加は100円、予約不要
7月21日(日)	授乳相談	助産師による授乳相談です。 妊婦さんもお越しく下さい。乳房のトラブル時は、フェイスタオルを持参ください。	午前10時～午後1時	無料 予約不要
7月25日(木)	すくすく相談	保健師による育児相談です。 ミニ講話「熱中症予防について」も行います。	午前10時30分～午前11時30分	無料 予約不要
7月26日(金)	ママサロン こそだてシップ(※)	「リラックスママサロン」 赤ちゃんと一緒にのんびり過ごしましょう。	午前10時～午後3時	200円 予約不要

※ママサロンこそだてシップは、助産師や子育て支援者が妊婦・母子・母乳相談、体重測定、ママのハンドマッサージなどを行うほか、表のイベントを行います。軽食バイキング、おやつもあります。

～ふるさと大船渡応援寄附～ ありがとうございます

5月1日から5月31日までの間、全国各地から、171件2,765,000円の寄附をいただきました。大変ありがとうございます。

寄附をいただいた人のうち、本人の了解が得られた皆さんの氏名を掲載します。

▷**問い合わせ先**=企画調整課(☎内線214)

【個人】(敬称略・50音順)

大野 功二 金田 直樹 真田 輝男 友村 左近 松澤 史
小川 知宏 木山 芳松 佐野 信也 濱田 耕弘 水野 宏
小沼誠一郎 金野 恵治 習田 義輝 船渡 政道 宮田 勉
柿崎 園美 栗原 恵 杉田 健一 船串 洋一 村上 忠彦
加藤みどり 近野 雅樹 津田 克也 前澤 秀明 渡邊 早咲



あしがた

■ふるさと大船渡応援寄附とは

出身地や自分と関わりの深い地域である「ふるさと大船渡」のまちづくりに対して、寄附という形で応援していただくものです。

※住民税と所得税の納税額が減額される優遇措置があります。

受動喫煙防止対策が強化されます

▷問い合わせ先=健康推進課成人保健係(☎内線437)

望まない受動喫煙の防止を目的として、健康増進法が一部改正されました。これにより、学校・病院などは、7月1日から敷地内禁煙(屋内全面禁煙)が、その他の施設などは、来年4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられます。

施設管理者の皆さんは、新たなルールの適用に向けた準備と対応をお願いします。

詳しい内容は、厚生労働省の特設サイトをご覧ください。

なくそう!望まない受動喫煙 検索

期日	施設の種類	取り扱い
令和元年 7月1日から	・学校、児童福祉施設 ・病院、診療所 ・行政機関の庁舎 など	敷地内禁煙(屋外で必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置できる)
令和2年 4月1日から	上記以外の施設 ・事務所 ・ホテル、旅館 ・工場 ・飲食店 ・鉄道、船舶 など(自宅やホテルの客室など居住の用に供する場所は対象外)	原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要)
	既存の経営規模の小さな飲食店 ・個人または中小企業が経営 ・客席面積100㎡以下	喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能
	喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするバー、スナック など ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所	施設内で喫煙可能



市町村交通災害共済に加入しましょう

▷問い合わせ先=市民環境課市民生活係(☎内線127・128)

交通災害共済は、交通災害を受けた人、またはその遺族を救済する制度です。

万一の事故に備え、少ない掛け金で大きな保障が受けられる交通災害共済に加入しましょう。

▷**対象**=市内に住民登録をしている人

※昨年、共済に加入した人は、令和元年7月31日(水)で共済期間が終了します。

▷**掛け金(年額)**=1人当たり400円

▷**共済期間**=令和元年8月1日(木)～令和2年7月31日(金)

※8月1日以後に加入を申し込んだ場合の共済期間は、受付日の翌日午前0時から

▷**加入方法**=金融機関の窓口で申込書を持参し、掛け金を添えて申し込みください(手数料はかかりません)。

※申込書は、行政連絡員を通じて配布します。

昨年度から、申込書には住所や世帯員を印字していませんので、あらかじめ必要事項を記載の上、申し込みください。

※行政連絡員、班長による取りまとめは行いません。

▷**金融機関での受け付け**=9月30日(月)まで
※10月1日以降は、市役所本庁市民環境課で受け付けます。

▷**取扱金融機関**=岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・信用金庫・岩手県信連・農業協同組合・東北労働金庫・岩手信漁連・ゆうちょ銀行・郵便局

※県内にある全ての店舗で申し込みできます。
※市内の金融機関には申込書を備え付けます。

▷**支給対象**=国内での交通事故
※踏切や自転車での事故も対象となります。

※事故の原因が、無免許運転、酒気帯び運転、自殺など加入者の故意による場合や天災、歩行中の転倒などは対象になりません。

▷**見舞金の額**=2万円～110万円

▷**見舞金の請求**=加入者証を持参の上、事故に遭った日から2年以内に手続きしてください。

